

障害年金受給者の児童扶養手当の算出方法が変わります

令和3年3月分（令和3年5月支払）から

内容

◆現在、障害年金を受給している方は、障害年金額が児童扶養手当額を上回る場合には、児童扶養手当が受給できず、厳しい経済状況におかれています。

そこで、「児童扶養手当法」の一部を改正し、令和3年3月分から児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができるよう見直しが行われます。

手続き

◆既に児童扶養手当受給資格者として認定されている方は、原則申請は不要です。

まだ認定されていない方は、令和3年6月30日までに申請が必要です。

詳細については、窓口へお問合せください。

【問合せ先】市役所こども家庭課 ☎ 87-0771

12月の各種相談窓口・母子保健事業日程

第7話 外食で使おう



○行政相談

・ 2日水曜日 午後2時～4時

役所の仕事に関する苦情や要望等をお受けして、その解決を促進するとともに、皆さんの声を行政に役立てるものです。

企画政策課 ☎ 82-1350

○消費生活相談

・ 毎週月曜、火曜、水曜

沖縄県消費生活センターと連携し、消費者金融（サラ金）や悪徳・マルチ商法などでお困りの方への対応を行っています。お気軽にご相談ください。

平和協働推進課 ☎ 82-1253

○法律相談

・ 毎週水曜 午前9時半～正午

相談は無料ですが、事前予約が必要です。

平和協働推進課 ☎ 82-1253

○母子保健事業

・ 3～4か月児検診 25日（金）、26日（土）

・ 9～10か月児検診 26日（土）

・ 1歳6ヶ月児検診 24日（木）

・ 3歳児検診 24日（木）、25日（金）

・ 2歳2か月児歯科指導 10日（木）

・ 妊産婦・乳幼児保健相談 15日（火）

・ 離乳食実習 8日（火）

・ 両親学級 2日（水）、9日（水）、

16日（水）、23日（水）

健康福祉センター ☎ 88-0088